

○國家公安委員会告示第45号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第1116号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成11年法律第114号）第六条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年11月11日

國家公安委員会委員長 赤間 一郎

法人その他の団体

1 名称 新人民軍 (New People's Army(NPA))

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-19

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和10年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和7年12月12日

2 名称 アル・シャバーブ (Al-Shabaab)

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-20

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和10年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和7年12月12日

3 名称 ISILシナイ州 (ISIL Sinai Province)

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-21

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和10年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和7年12月12日

4 名称 マウテ・グループ (The Maute Group)

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-23

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和10年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和7年12月12日